

# 熊谷ゴルフクラブ利用約款

## 第1条 (約款の適用)

当ゴルフ場を利用される方は、会員非会員を問わず当クラブ会則、細則及び理事会の決定その他一切の取決めによる他は、本約款の定めに従ってご利用頂きます。

## 第2条 (施設利用の申込)

1. ご予約についてはいつでも平日及び土、日、祝日も電話により承りますのでお申し込願います。尚、コンペのご予約がある場合は、お早めにお申し込み下さいますようお願いいたします。
2. 上記の予約者が所定の人員に満たない場合は、当日においてもプレーの申込みをすることが出来ません。

## 第3条 (施設利用契約の成立)

当ゴルフ場においてプレーしようとする方は来場の際フロントにて所定の名簿に署名していただきます。  
この署名により、当ゴルフ場と署名者の間に施設利用契約が成立したものといたします。

## 第4条 (施設利用及び利用継続の拒絶)

当ゴルフ場は、次の場合は利用及び利用の継続をお断りいたします。

1. 予約者、紹介者、及び利用者が暴力団構成員及びこれに準ずる者と判明したとき。
2. 満員でスタート時間に余裕がないとき。
3. 天災その他やむを得ない事情により、ゴルフ場をクローズするとき。
4. 利用者が公の秩序良俗に反する行為を行い、又行う恐れがあると認められたとき。
5. 当クラブが禁止する服装を着用し、著しく品位を落とすと認められたとき。
6. 他の利用者に迷惑をかけ、又は著しく不快感を与える恐れがあると認められたとき。
7. お客様が精神異常者または伝染病者などであると認められたとき。
8. その他、本約款に違背した場合、及び当ゴルフ場

を利用するについて好ましくない理由があると認められたとき。

## 第5条 (休業日、開場時間)

当ゴルフ場の休場日と各施設開場時間は、当ゴルフ場の定めるところによりありますが、臨時に変更することがあります。

## 第6条 (金銭、貴重品、携帯品、及び自動車の保管)

1. 現金その他貴重品は、必ず所定の貴重品袋にいれフロントへお預け下さい。お預かり品は預かり証の持参者へ署名確認のうえ預かり証と引き替えにお返しいたします。
2. ご来場中ロッカーの鍵は利用者ご自身の管理とし又、ロッカー内収納品については当ゴルフ場では責任を負いません。
3. 駐車場での自動車の盗難、損傷については、当ゴルフ場では責任を負いません。
4. その他、浴室、レストラン等、当ゴルフ場施設内における金銭及び所持品についての盗難紛失等の事故については、当ゴルフ場は責任を負いません
5. セルフにてプレーのお客様は、キャディバッグ及びゴルフクラブ等の用具はコース内に於いてはご自身の管理とし、紛失、盗難については当ゴルフ場では責任を負いかねますので充分ご注意ください。

## 第7条 (プレーヤーの危険防止責任とエチケット、マナー)

プレーヤーは、起こりうる危険を常に考え、キャディのアドバイス如何にかかわらず次の事項に留意して、自己の責任でプレーをしていただきます。

1. 素振りは、ティーマーク内の打席、又はとくに指定された場所以外では行わないで下さい。
2. プレーヤーは、自己の打順以外は、ティグランドに立ち入らないで下さい。
3. プレーヤーは、自己の飛距離を判断し、キャディのアドバイス如何に拘らず先行組に打ち込まない

よう打球して下さい。

4. 隣接ホールへの打ち込みは特に危険ですので、プレーヤーは飛距離、方向を慎重に判断し打球して下さい。万一打ち込んだ場合は、そのホールのプレーヤーに合図をし、邪魔にならないよう留意しながら、自己の同伴プレーヤーにも充分気をつけて打球してください。
5. 同伴プレーヤーは、危険ですから打者の前には絶対出ないで下さい。
6. 2番及び9番ホールでは堤防が隣接しており、堤防及び場外への打ち込みは危険がともないますので、プレーヤーは、飛距離方向については特に慎重に判断して打球して下さい。
7. 後続組に打球させるときには、先行組のプレーヤーは後続組の打者が全員打ち終わるまで、安全な場所に退避して下さい。退避所のもうけてあるホールでは、必ず退避所内に退避して下さい。
8. 雷が発生し危険が感じられる場合は、ただちにプレーを中止し、速やかに避難所等安全な場所に避難して下さい。
9. プレーヤーは、ターフ等の埋め戻しやグリーン上のボールマークの修復等、コース保護の励行を心掛けて下さい。
10. プレーヤーは、プレーの進行については常にハーフラウンド2時間以内を目標とし、先行及び後続組に対していつも適切な配慮をもって行って下さい。
11. ホールアウトした場合は、直ちにグリーンを去り後続組の打球に対し安全な場所を通り、次のホールへ進んで下さい。

#### 第8条 (プレー終了後の用具の確認)

プレーヤーは、プレー終了後クラブ等の用具につき間違いの有無を慎重に確認願います。  
用具等のお引き渡しの後のクラブ等の不足については、当ゴルフ場は責任を負いません。

#### 第9条 (宅配便の取扱い)

宅配便の取次ぎは行いますが、用具等の宅配業者より受取り前及び引渡し後の損傷、紛失等につきましては、当ゴルフ場では責任を負いません。

#### 第10条 (火気使用の禁止)

ゴルフ場内では所定の場所以外での火気の使用を厳禁します。

喫煙する場合は、定められた喫煙場所で行い、マッチの燃え殻、煙草の吸い殻は必ず消火を確認して、灰皿にお入れください。

#### 第11条 (約款違背の場合の責任)

利用者が、本約款に違背して第三者に損害を与えた場合、又は利用者自身が傷害等被害を受けた場合、当ゴルフ場は一切損害賠償等の責任を負いません。

#### 第12条 (施設等に損害を与えた場合)

利用者が、故意又は過失により当ゴルフ場の施設などに損害を与えた場合は、その損害について賠償していただきます。

#### 第13条 (ゴルフ場内への持込み禁止品)

ゴルフ場内へ下記のものを持ち込みは、お断りいたします。

1. 動物、ペット類。
2. 著しく悪臭を放つもの。
3. 銃砲刀剣類。
4. 発火、爆発の恐れのあるもの。
5. 騒音を発するもの。

#### 第14条 (ゴルフ場内での禁止行為)

ゴルフ場内で下記の行為は禁止いたします。

1. 賭博、その他風紀を乱す行為。
2. 物品の販売、宣伝広告などの行為。
3. プレーヤー以外のコース内立ち入り。  
(但し、当ゴルフ場が特に許可する場合は除く)
4. 他人に迷惑を及ぼし、又は不快感を与える行為。

以上